

令和5年度 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）
実 施 要 項

1 趣 旨

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等、幼児教育に関する内容、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を取り巻く諸課題に関する都道府県協議会の成果の発表等及び研究協議等を行うことにより、幼児教育の一層の振興・充実を図る。

2 主 催

文部科学省(こども家庭庁との合同企画「シンポジウム」あり)

3 開催期日

令和5年12月7日（木）13時から17時
12月8日（金）10時から16時30分

4 実施方法

会場参集及びオンライン配信（Zoomによる配信予定）による開催
※オンライン配信における会議情報等の詳細は後日連絡。

5 会 場

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立オリンピック記念青少年総合センター
住 所 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
T E L 03-3467-7201（代表）

(全体会・会場) カルチャー棟 大ホール

(分科会・会場) センター棟 各会議室

分科会名	会場
第1分科会 「幼保小の架け橋プログラム」	センター棟 501号室
第2分科会 「幼保小の架け橋プログラム」	センター棟 416号室
第3分科会 「家庭や地域との連携」	センター棟 401号室
第4分科会 「指導計画や保育の展開等」	センター棟 402号室

6 全体会日程（12月7日）

12：30～13：00	受付
13：00～13：30	文部科学省からの挨拶・行政説明
13：30～13：50	休憩・シンポジウム準備等
13：50～15：50	シンポジウム（※）
15：50～16：00	休憩
16：00～16：55	文部科学省幼児教育調査官からの講演 (幼保小の架け橋プログラムについて)
16：55～17：00	事務連絡
17：10～	第2日目（分科会）打合せ (研究発表者、分科会司会者、分科会記録者)

※シンポジウムはこども家庭庁との合同企画

テーマ：「保育の基本を考える」

（シンポジスト）

倉石 哲也 武庫川女子大学教授

古賀 松香 京都教育大学教授

箕輪 潤子 武蔵野大学教授

（コーディネーター）

田澤 里喜 玉川大学教授

7 分科会日程（12月8日）

9：30～10：00	受付
10：00～10：05	開会
10：05～10：45	研究発表（分科会ごとに2団体）
10：45～11：30	質疑応答・協議等
11：30～11：50	講師講評
11：50～11：55	事務連絡

<11：55～13：15 昼食休憩>

13：15～14：45	グループ別協議
<14：45～15：00	休憩>
15：00～15：50	グループ別協議発表
15：50～16：25	講師総括
16：25～16：30	閉会・事務連絡

8 分科会における協議主題等

（1）第1、2分科会 幼保小の架け橋プログラム

<共通協議主題>

「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論等を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について

【協議の視点】

- ① 幼児教育施設と小学校の先生方が、それぞれの保育・教育への理解を深め、架け橋期のカリキュラムを協働して作成するためには、どのようにしていけばよいか。
- ② 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）や参考資料（初版）等を踏まえ、子供の発達や学びの連続性を確保するために、各園や学校としてこれから何に取り組んでいく必要があるのか。

(2) 第3分科会 家庭と地域との連携

<協議主題1>

「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論等を踏まえ、幼児教育の質に関する認識の共有、家庭と地域との連携の在り方について

【協議の視点】

- ① “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を各施設と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現していくため、幼児教育の質に関して社会との認識の共有を図り、地域や家庭との関係においても連携を強化していくためには、どのような取組や工夫が考えられるか。
- ② 全ての子供のウェルビーイングが高めることが求められている中、幼児教育施設が有する機能を地域に開放し、地域の子供やその保護者を対象に子育ての支援を充実させていくためには、どのような取組や工夫が考えられるか。

(3) 第4分科会 幼児理解に基づいた環境と評価

<協議主題2>

指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善について

【協議の視点】

- ① 幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるように指導計画を作成するには、どのような工夫が必要か。
- ② 具体的なねらい及び内容を設定し、適切な環境を構成するに当たって、どのようなことを考慮する必要があるか。
- ③ 幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう、先生はどのような姿勢で援助をする必要があるか。
- ④ 幼児の実態等に即して指導の過程についての評価を適切に行い、指導の改善を行うためには、どのような工夫が必要か。

9 参加者等

(1) 参加条件

次のうち、各都道府県教育委員会の推薦する者

- ア. 各都道府県・市区町村教育委員会の指導主事等
- イ. 幼稚園の園長及び教員等
- ウ. 認定こども園の施設長、園長、教員及び保育士等
- エ. 保育所の施設長及び保育士等
- オ. 小学校の校長及び教員等
- カ. 各都道府県・市区町村の子ども・子育て支援新制度担当者、保育行政担当者、幼児教育アドバイザー等
- キ. 各都道府県の私立幼稚園行政担当者等
- ク. 幼稚園教員養成課程を置く大学の教員

(2) 参加人員

- ① 各都道府県教育委員会が推薦する会場参集の参加者人数は、第1日目・第2日目ともに原則として6名以内（東京都は15名以内）とする。ただし、指定都市のある道府県は、1指定都市につき4名以内まで人数を増やして

推薦できるものとする。

(例) 神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市）の場合、6名 + 4名 × 3 = 18名
オンラインでの参加者人数は、第1日目・第2日目は、各都道府県教育委員会は原則として10名以内（東京都は20名以内）とする。ただし、指定都市のある道府県は、1指定都市につき8名以内まで人数を増やして推薦できるものとする。

参加方法	第1日目（全体会）	第2日目（分科会）
会場参集	6名以内 1指定都市につき4名まで追加可 東京都は15名以内	6名以内 1指定都市につき4名まで追加可 東京都は15名以内
オンライン参加	10名以内 1指定都市につき8名まで追加可 東京都は20名以内	10名以内 1指定都市につき8名まで追加可 東京都は20名以内

※オンライン参加者は、1名分のアカウントで複数人が同時に視聴することも可能とする。その場合、第2日目のグループ別協議については代表者1名が発言を行うものとする。

- ② 各都道府県教育委員会は、別紙1を参照し、該当する共通協議主題及び協議主題に係る分科会には必ず参加者を推薦するものとする。これに加え、それ以外の分科会にも参加者を推薦できるものとする。
(また、該当する共通協議主題及び協議主題に係る分科会に参加者を推薦する際には、可能な限り1名以上は会場参集にて御参加いただけますようご検討ください。)
- ③ 希望する分科会への参加については、会場の収容人数を勘案した上で、調整を図ることとする。
- ④ 12月7日の全体会において、中央セミナー（こども家庭庁）と中央協議会への推薦の重複には留意すること。
- ⑤ 参加する分科会の決定は、事前配布の資料と共に、参加者本人宛に連絡するものとする。

（3）参加手続

各都道府県教育委員会は、地域の実情等を考慮しつつ、指定都市・中核市を含む各市区町村部局・教育委員会、各都道府県知事部局、附属幼稚園を置く各国立大学法人及び関係団体等と協議の上、参加者を取りまとめ、令和5年10月30日（月）までに別添4（参加者名簿様式（Excelファイル））を、以下の文部科学省が運営業務を委託する事業者へ電子メールで提出するものとする。

(参加者のメールアドレスの確認のため、参加者名簿様式の提出後、事業者より確認の返信メールが3営業日以内に返送されます。返信がない場合については、原則電子メールにて、以下連絡先へ直接御連絡ください。)

(提出先)

株式会社 Piic

E-mail : convention@piic-inc.com TEL : 03-6822-5350

10 分科会の研究協議

- (1) 別紙 2 に示した都道府県においては、第 2 日目午前の分科会において、研究発表、分科会司会、分科会記録を行うこととする。
研究発表時間は原則として 1 都道府県 20 分以内とする。
- (2) 研究発表者、分科会司会者、分科会記録者は第 1 日目の日程終了後（17：10 目途）に、会場にて第 2 日目の運営のための事前打合せを行う。担当者の確認及び運営方法等については、担当いただく各都道府県委員会へ別途連絡するものとする。
- (3) 第 2 日目午後のグループ別協議の司会者、グループ別協議の記録者については、各都道府県教育委員会からの参加者の推薦後、事前配布資料と共に本人宛てに別途連絡するものとする。なお、グループ別協議の司会者、グループ別協議の記録者については、事前打合せは予定していない。

11 研究成果の要旨

各都道府県教育委員会は、別紙 3 を参照し、令和 5 年度幼児教育の理解・発展推進事業（都道府県協議会）において研究を行った協議主題に係る都道府県協議会の研究成果の要旨を、別紙様式により作成し、令和 5 年 11 月 13 日（月）までに電子メールで文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係（youji-shidou@mext.go.jp）に提出すること。なお、提出の際には、協議主題ごとにファイルを分け、電子メールの件名は、「（都道府県番号 都道府県名）中央協議会研究成果」とすること。

例）（01 北海道）中央協議会研究成果

（なお、第 2 日目午前に研究発表する自治体においては、後日、研究発表要旨を提出いただくため、別紙様式の提出は不要とする。）

12 その他

- (1) 資料について、令和 5 年度会議においては冊子配布は行わず、事前にメールでの送付を行うことから、参加者登録の際、メールアドレスについては誤りのないよう入力すること。
- (2) 参加に係る旅費については、研究発表者を除き、国からは支払われないので注意すること。同様に、都道府県協議会のための支出委任経費からも支出できないので注意すること。
- (3) 参加者の宿泊施設については、各自確保すること。

13 連絡先

文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL 03-5253-4111（内線 2376）

E-mail youji-shidou@mext.go.jp